

## 12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合 するものである こと	意義及び目標に関する事項	1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 [4] 中心市街地活性化の課題分析と 中心市街地活性化の必要性 [5] 中心市街地活性化の基本的な方針 P29～32 3. 中心市街地の活性化の目標 P38～55
	認定の手続	① 活性化協議会 平成19年5月31日設立 ② 厳選された事業 第4章から第8章 P56～106 ③ 達成目標と数値目標及び計画期間 P38～55 ④ 区域設定 2. 中心市街地の位置及び区域 P33～37 ⑤ 事業の活性化への寄与 第4章から第9章 P56～117
	中心市街地の位置及び区域に 関する基本的な事項	2. 中心市街地の位置及び区域 P33～37
	4から8までの事業及び措置 の総合的かつ一体的推進に関 する基本的な事項	9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合 的かつ一体的推進に関する事項 P107～117
	中心市街地における都市機能 の集積の促進を図るための措 置に関する基本的な事項	10. 中心市街地における都市機能の集積の促 進を図るための措置に関する事項 P118～122
	その他中心市街地の活性化に 関する重要な事項	11. その他中心市街地の活性化のために必要 な事項 P123～132

第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	第4章から第8章 P56～106
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	3. 中心市街地活性化の目標 P38～55
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	第4章から第8章 P56～106
	事業の実施スケジュールが明確であること	第4章から第8章 P56～106